

別表（第5条関係）

補助種別	補助対象経費	補助基本額	補助金の額
施設整備費補助	障害者グループホームの開設に伴う家屋の改修工事及び設備工事に要した経費並びに障害者グループホームの開始前1か月分の家屋の賃借料（共益費を含む。）及び敷金、礼金等家屋の賃借に係る初期経費（保証金的性格の預け金を除く。）	1 実施施設につき、入居者1人当たり500,000円を乗じて得た額。ただし、3,500,000円を限度とする。	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額
スプリンクラー設置費補助	障害者グループホームの開設に伴うスプリンクラーの設置工事に要した経費	1 実施施設につき、3,000,000円。ただし、施設整備費補助の補助基本額と合わせて5,000,000円を限度とする。	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額
施設借上費補助	障害者グループホームとして使用する家屋に係る賃借料（共益費を含む。）	月額220,000円に賃借期間の月数を乗じて得た額	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額
看護職員配置費補助	障害者グループホームにおける看護職員の配置に必要な人件費	月額375,000円に常勤換算方法で算定した看護職員の配置人数を乗じて得た額に配置月数を乗じて得た額	補助対象経費の支出額又は補助基本額のいずれか少ない額に4分の3を乗じて得た額

備考

- 1 補助種別ごとの補助金の額に1,000円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 2 次の各号に掲げる施設整備費補助又はスプリンクラー設置費補助の申請は、補助の対象としない。

- (1) 家屋の改修工事又は設備工事を伴わない場合
 - (2) 既存の建物を移転する目的で障害者グループホームを開設する場合であって、移転後に現在の定員を超えないとき。
 - (3) 国から障害者グループホームの開設に係る施設整備費補助又はスプリングラダー設置費補助と同種の補助金を受ける場合
 - (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第210条第2項に規定するサテライト型住居を開設する場合
- 3 次の各号に掲げる者が障害者グループホームに入居している場合は、施設借上費補助の補助対象経費の支出額から当該各号に定める額を控除するものとする。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する住宅扶助を受けている者 当該住宅扶助に係る額
 - (2) 法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費を受給している者 当該特定障害者特別給付費の額
- 4 看護職員配置費補助の対象となる障害者グループホームは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表第15の1の6に規定する重度障害者支援加算の要件を満たす障害者グループホームのうち、医療的ケアを必要とする者が入居する障害者グループホームとする。
- 5 看護職員配置費補助の対象となる看護職員の配置人数の上限は、次の各号に掲げる入居者（医療的ケアを必要とする者に限る。）の数の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
- (1) 4人未満 1人
 - (2) 4人以上7人未満 2人
 - (3) 7人以上 3人
- 6 この表において「常勤換算方法」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第16号に規定する常勤換算方法をいう。なお、常勤換算については休憩時間を含まない勤務時間で算出するものとする。
- 7 報酬告示別表第15に規定する看護職員配置等に係る加算を受ける場合は、看護職員配置費補助の補助対象経費の支出額から当該加算の額を控除するものとする。